

高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、分散型ホテルの整備を通じて観光客の長期滞在につながる観光地域づくりを推進するため、中山間地域において、空き家又は空き店舗等を活用して宿泊事業を行う者を支援し、中山間地域における宿泊機能の強化を通じた地域振興につなげることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分散型ホテル 対象地域に点在する空き家等を活用した複数の宿泊施設を中心に、地域ならではの食や観光資源と連携してサービスを提供することで、観光客の周遊促進及び滞在時間の延長を図る受入態勢をいう。
- (2) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
 - ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (3) 対象地域 中山間地域をいう。
- (4) 空き家 以下のア及びイの要件を満たすものをいう。
 - ア 対象地域に立地する居住用の建物
 - イ 居住その他の使用実態がなくなつてから1年以上その状態が継続しているもの。

(5) 空き店舗 以下のア及びイの要件を満たすものをいう。

ア 対象地域に立地する店舗、倉庫、事務所等の居住用でない建物

イ 営業その他の用途で使用されていないもの。

(補助事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者から間接補助金の交付を受け補助目的に沿う事業を実施する間接補助事業者（以下「事業実施主体」という。）は、対象地域において空き家又は空き店舗等を活用して宿泊事業を行う市町村又は法人、個人事業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

(2) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者又は事業実施主体が、空き家又は空き店舗等を活用し、地域振興に必要な宿泊施設の開業及び存続を図り、中山間地域における宿泊機能の強化につながる、次に掲げる事業とする。

(1) 分散型ホテルを中心とした観光まちづくり推進事業

本事業での宿泊施設の整備を通して、累計して3棟以上の開業を果たし、分散型ホテルを活用した観光まちづくりを推進する事業

(2) 宿泊施設開設支援事業

本事業での宿泊施設の整備を通して、将来的に分散型ホテルの整備を予定している事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第6条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の採択の申請手続)

第7条 補助事業者は、補助事業「1 分散型ホテルを中心とした観光まちづくり推進事業」を実施しようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金採択

申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助事業の採択の決定の通知等)

第8条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合は、高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金審査要領に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて、補助事業の採択の可否について決定を行うものとする。

2 知事は、採択の決定を行った場合にあっては、当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあっては、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請手続)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知等)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者又は事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第11条 補助事業の着手は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知に基づき行わなければならない。

(補助金の変更の申請等)

第12条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額を変更しようとするとき。ただし、補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 4 号様式による (中止・廃止) 承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第 14 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの。
- (2) 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの。
- (3) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した取得財産等について、別記第 6 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (9) 当該年度に取得財産等があるときは、別記第 5 号様式に併せて別記第 7 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 知事は、前項第 5 号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了日)

第 16 条 補助事業の完了日は、当該年度の 2 月末日までとする。なお、補助事業の完了日より前に営業を開始することを妨げるものではない。

(実績報告等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 18 条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 19 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 20 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表第 2 のいずれかに該当したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

- (6) 交付決定年度の翌年度から3年以内に当該店舗における営業を中止したとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事業完了後の経過報告)

- 第21条 補助事業者は、交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗の営業状況について、別記第8号様式による実施状況報告書に確定申告書等の営業状況のわかる書類添付し、4月30日までに報告しなければならない。
- 2 補助事業者は交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗における営業の遂行が困難となった場合又は当該店舗における営業を中止し、若しくは廃止される場合は、補助事業者は別記第9号様式による報告書を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(情報の開示)

- 第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

- 第23条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

- 第24条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

- 第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。
(失効期限等)
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条、第15条、第20条、第21条及び第22条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第6条関係）

補助事業	補助事業者・事業実施主体	補助対象経費（注1）	補助率・補助限度額（注2）
<p>1 分散型ホテルを中心とした観光まちづくり推進事業 （注3）</p>	<p>市町村、法人、個人事業者</p>	<p>分散型ホテルの整備を行うため、事業実施主体が支出する以下の経費</p> <p>ア 宿泊施設の改修および建設にかかる費用 （例：建物の新築、改築、修繕、改装工事費用）</p> <p>イ 宿泊施設の設備および備品の購入費用 （例：家具、家電設備、調理設備、リネン類等）</p> <p>ウ 宿泊施設を中心とした長期滞在につなげる取り組みにかかる費用 （例：HPの作成・改修費用、体験コンテンツの造成に係る費用、レンタサイクルの整備費用）</p> <p>エ インバウンド等の受入環境整備に係る費用（例：無料公衆無線LAN環境（Wi-Fi）の整備に係る費用、多言語対応の整備に係る費用、バリアフリー環境の整備に係る費用）</p> <p>※アと一体的に整備する場合のみ、イ、ウ、エを補助対象とする</p>	<p>2分の1以内</p> <p>1補助事業当たり 1,500万円 （上限）</p>
<p>2 宿泊施設開設支援事業 （注4）</p>	<p>市町村、法人、個人事業者</p>	<p>分散型ホテルの整備に向けて、事業実施主体が支出する以下の経費</p> <p>ア 宿泊施設の改修にかかる費用 （例：建物の改築、修繕、改装工事費用）</p> <p>イ 宿泊施設の設備および備品の購入費用 （例：家具、家電設備、調理設備、リネン類等）</p> <p>ウ 宿泊施設を中心とした長期滞在につなげる取り組みにかかる費用 （例：HPの作成・改修費用、体験コンテンツの造成に係る費用、レンタサイクルの整備費用）</p> <p>エ インバウンド等の受入環境整備に係る費用 （例：無料公衆無線LAN環境（Wi-Fi）の整備に係る費用、多言語対応の整備に係る費用、バリアフリー環境の整備に係る費用）</p> <p>※アと一体的に整備する場合のみ、イ、ウ、エを補助対象とする</p>	<p>2分の1以内</p> <p>1補助事業当たり 500万円 （上限）</p>

※1 活用しようとする空き家又は空き店舗等が自己所有物件の場合、交付申請時点で取得してから1年以上経過した物件であること。

※2 活用しようとする空き家又は空き店舗等が賃借物件の場合、物件所有者と補助事業者及び事業実施主体とが、同居の親族又は親子会社等の密接な関係にないもの。

※3 申請は、各補助事業ごとに、1事業者（1地域連携グループ）につき年度内1回限りとする。

（注1）補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する経費
- 2 既存施設の改修費で単なる維持修繕に係る経費
- 3 既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 4 11人槽未満の規模である浄化槽の導入費
- 5 新聞広告、テレビCM等に要する経費
- 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費

- 7 事務用品、衛生用品等の消耗品に要する経費（補助事業の目的を達成するために必要な主たる施設等の整備と一体的に整備する必要がある場合は、補助の対象とすることができるものとする。）
- 8 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 9 消費税及び地方消費税
- 10 1 から 9 までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 11 1 から 10 までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注 2) 補助率及び累計補助限度額の上限は以下のとおりとする。

- 1 国等の事業を活用する場合、本補助金と補助を受けようとする国等の事業の補助金等の額（市町村の継ぎ足し補助金等を除く。）との合計は、補助対象経費の 2 分の 1 を限度とする。
- 2 本補助金の累計補助限度額は、1 事業者（1 地域連携グループ）あたり、3,000 万円とする。

(注 3)

- 1 市町村と連携して事業を実施することとし、活用予定の建物が所在する市町村から、地域全体の観光振興につながる周遊促進計画等を盛り込んだ事業計画書に対する意見書を取得していること。
- 2 県および市町村が HP 上で公開している空き家バンクの物件情報の中で、拠点となる場所（フロント機能を有する建物など）から、概ね 10 分圏内で空き家の登録がない、もしくは空き家バンクの物件情報の中に空き家の登録はあるが、当該物件が宿泊施設に適さないと判断される場合は新築物件を対象とする。
- 3 随時かつ任意に移動できず、土地に定着しているコンテナハウスについては、補助対象とする。ただし、コンテナハウスのみの集合体については、補助対象外。

(注 4)

- 1 市町村と連携して事業を実施することとし、活用予定の建物が所在する市町村から、事業計画書に対する意見書を取得していること。
- 2 本事業が 1 棟目の整備にあたる場合は、商工会等の経営サポートを受けただうえで、複数棟以上の事業計画書を作成し、提出すること。
- 3 随時かつ任意に移動できず、土地に定着しているコンテナハウスについては、補助対象とする。ただし、コンテナハウスのみの集合体については、補助対象外。

別表第2（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。